

## 県内市町村の健全化判断比率等の状況（確報）をお知らせします

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定した、長野県内市町村の平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業会計に係る資金不足比率について、平成 23 年 9 月 20 日に速報値を公表しましたが、この程、確定値がまとまりましたので、同法第 3 条第 4 項の規定により公表します。

※ 速報値の公表時点から数値の異動はなく、早期健全化基準以上となった市町村、経営健全化基準以上となった公営企業会計はありませんでした。

### 1 健全化判断比率

#### (1) 実質赤字比率

○ 実質赤字が生じた市町村はありませんでした。このため、実質赤字比率は、昨年に引き続きすべての市町村において「数値なし」となりました。

#### (2) 連結実質赤字比率

○ 連結実質赤字が生じた市町村はありませんでした。このため、連結実質赤字比率は、昨年に引き続きすべての市町村において「数値なし」となりました。

#### (3) 実質公債費比率

○ 77 市町村の平均は、11.8%で、すべての市町村が、早期健全化基準の 25%を下回りました。

#### (4) 将来負担比率

○ 77 市町村の平均は、40.9%で、すべての市町村が、早期健全化基準の 350%を下回りました。

### 2 公営企業会計に係る資金不足比率

○ 県内市町村、広域連合及び一部事務組合（長野県上伊那広域水道用水企業団を除く。）に設けられた公営企業会計（295 会計）について、資金不足が生じた会計はありませんでした。

3 市町村別健全化判断比率の状況 別紙 1

4 公営企業会計別資金不足比率の状況 別紙 2

5 健全化判断比率等の概要 別紙 3

## 平成22年度決算に基づく健全化判断比率（確報値）

（単位：％）

健全化判断比率 地方公共団体の名称	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率		
	H22	(H21)	H22	(H21)	H22	(H21)	差	H22	(H21)	差
長野市	-	(-)	-	(-)	11.9	(12.5)	△ 0.6	35.6	(55.3)	△ 19.7
松本市	-	(-)	-	(-)	9.3	(9.5)	△ 0.2	32.6	(44.2)	△ 11.6
上田市	-	(-)	-	(-)	11.4	(13.1)	△ 1.7	104.6	(125.7)	△ 21.1
岡谷市	-	(-)	-	(-)	12.7	(11.9)	0.8	111.1	(121.4)	△ 10.3
飯田市	-	(-)	-	(-)	9.9	(11.4)	△ 1.5	8.3	(27.4)	△ 19.1
諏訪市	-	(-)	-	(-)	9.8	(10.7)	△ 0.9	143.3	(160.5)	△ 17.2
須坂市	-	(-)	-	(-)	8.7	(9.9)	△ 1.2	32.4	(39.2)	△ 6.8
小諸市	-	(-)	-	(-)	9.4	(8.5)	0.9	-	(-)	-
伊那市	-	(-)	-	(-)	17.6	(19.0)	△ 1.4	125.8	(162.2)	△ 36.4
駒ヶ根市	-	(-)	-	(-)	16.1	(16.2)	△ 0.1	167.7	(176.6)	△ 8.9
中野市	-	(-)	-	(-)	10.7	(11.2)	△ 0.5	14.0	(17.7)	△ 3.7
大町市	-	(-)	-	(-)	18.0	(19.0)	△ 1.0	78.2	(99.8)	△ 21.6
飯山市	-	(-)	-	(-)	15.8	(17.5)	△ 1.7	90.9	(118.7)	△ 27.8
茅野市	-	(-)	-	(-)	11.7	(11.9)	△ 0.2	111.7	(121.7)	△ 10.0
塩尻市	-	(-)	-	(-)	10.6	(11.1)	△ 0.5	81.5	(92.0)	△ 10.5
佐久市	-	(-)	-	(-)	5.7	(6.7)	△ 1.0	-	(-)	-
千曲市	-	(-)	-	(-)	12.2	(13.1)	△ 0.9	74.8	(91.2)	△ 16.4
東御市	-	(-)	-	(-)	12.6	(14.7)	△ 2.1	62.3	(111.5)	△ 49.2
安曇野市	-	(-)	-	(-)	13.6	(14.4)	△ 0.8	49.0	(61.2)	△ 12.2
小海町	-	(-)	-	(-)	13.1	(14.3)	△ 1.2	52.1	(103.8)	△ 51.7
佐久穂町	-	(-)	-	(-)	11.5	(12.1)	△ 0.6	-	(34.9)	皆減
川上村	-	(-)	-	(-)	7.4	(8.9)	△ 1.5	-	(-)	-
南牧村	-	(-)	-	(-)	6.6	(8.5)	△ 1.9	-	(-)	-
南相木村	-	(-)	-	(-)	9.0	(10.2)	△ 1.2	-	(-)	-
北相木村	-	(-)	-	(-)	9.2	(12.4)	△ 3.2	-	(-)	-
軽井沢町	-	(-)	-	(-)	1.1	(1.3)	△ 0.2	-	(-)	-
御代田町	-	(-)	-	(-)	8.2	(9.4)	△ 1.2	-	(-)	-
立科町	-	(-)	-	(-)	13.7	(16.8)	△ 3.1	-	(-)	-
長和町	-	(-)	-	(-)	15.6	(16.7)	△ 1.1	31.4	(72.9)	△ 41.5
青木村	-	(-)	-	(-)	12.3	(14.4)	△ 2.1	16.9	(34.1)	△ 17.2
下諏訪町	-	(-)	-	(-)	8.9	(10.4)	△ 1.5	84.0	(93.6)	△ 9.6
富士見町	-	(-)	-	(-)	9.7	(11.1)	△ 1.4	57.7	(62.5)	△ 4.8
原村	-	(-)	-	(-)	10.3	(12.8)	△ 2.5	-	(-)	-
辰野町	-	(-)	-	(-)	13.6	(16.4)	△ 2.8	49.7	(73.5)	△ 23.8
箕輪町	-	(-)	-	(-)	15.4	(16.4)	△ 1.0	88.7	(100.7)	△ 12.0
飯島町	-	(-)	-	(-)	13.4	(15.0)	△ 1.6	73.9	(98.6)	△ 24.7
南箕輪村	-	(-)	-	(-)	10.6	(11.1)	△ 0.5	18.8	(29.1)	△ 10.3
中川村	-	(-)	-	(-)	12.3	(15.3)	△ 3.0	11.3	(46.4)	△ 35.1
宮田村	-	(-)	-	(-)	16.8	(17.6)	△ 0.8	128.6	(139.8)	△ 11.2
松川町	-	(-)	-	(-)	16.4	(18.2)	△ 1.8	-	(-)	-

(単位：%)

健全化判断比率 地方公共団体の名称	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率		
	H22	(H21)	H22	(H21)	H22	(H21)	差	H22	(H21)	差
高森町	-	(-)	-	(-)	16.9	(16.9)	0.0	107.1	(124.4)	△ 17.3
阿南町	-	(-)	-	(-)	10.8	(12.9)	△ 2.1	-	(5.4)	皆減
阿智村	-	(-)	-	(-)	11.6	(14.5)	△ 2.9	-	(-)	-
平谷村	-	(-)	-	(-)	10.3	(12.2)	△ 1.9	-	(-)	-
根羽村	-	(-)	-	(-)	10.6	(15.9)	△ 5.3	-	(-)	-
下條村	-	(-)	-	(-)	-2.4	(-0.2)	△ 2.2	-	(-)	-
売木村	-	(-)	-	(-)	15.7	(17.4)	△ 1.7	14.6	(71.4)	△ 56.8
天龍村	-	(-)	-	(-)	12.7	(16.7)	△ 4.0	-	(-)	-
泰阜村	-	(-)	-	(-)	16.1	(20.0)	△ 3.9	21.4	(53.2)	△ 31.8
喬木村	-	(-)	-	(-)	13.0	(13.0)	0.0	-	(-)	-
豊丘村	-	(-)	-	(-)	9.5	(11.2)	△ 1.7	-	(-)	-
大鹿村	-	(-)	-	(-)	15.6	(19.0)	△ 3.4	-	(-)	-
上松町	-	(-)	-	(-)	12.6	(13.9)	△ 1.3	128.4	(144.1)	△ 15.7
南木曾町	-	(-)	-	(-)	14.7	(17.1)	△ 2.4	102.3	(137.2)	△ 34.9
木曾町	-	(-)	-	(-)	14.7	(17.6)	△ 2.9	66.8	(96.3)	△ 29.5
木祖村	-	(-)	-	(-)	10.9	(12.9)	△ 2.0	-	(21.0)	皆減
王滝村	-	(-)	-	(-)	12.4	(23.0)	△ 10.6	56.3	(112.9)	△ 56.6
大桑村	-	(-)	-	(-)	16.1	(18.0)	△ 1.9	93.4	(116.0)	△ 22.6
麻績村	-	(-)	-	(-)	13.5	(16.2)	△ 2.7	29.4	(59.0)	△ 29.6
生坂村	-	(-)	-	(-)	14.9	(16.5)	△ 1.6	41.8	(83.4)	△ 41.6
山形村	-	(-)	-	(-)	14.1	(15.0)	△ 0.9	-	(2.4)	皆減
朝日村	-	(-)	-	(-)	12.9	(14.7)	△ 1.8	16.3	(52.7)	△ 36.4
筑北村	-	(-)	-	(-)	16.7	(19.4)	△ 2.7	22.9	(54.2)	△ 31.3
池田町	-	(-)	-	(-)	13.2	(15.8)	△ 2.6	20.8	(60.7)	△ 39.9
松川村	-	(-)	-	(-)	9.7	(9.3)	0.4	-	(-)	-
白馬村	-	(-)	-	(-)	19.2	(21.3)	△ 2.1	64.4	(107.1)	△ 42.7
小谷村	-	(-)	-	(-)	15.8	(17.6)	△ 1.8	38.1	(63.3)	△ 25.2
坂城町	-	(-)	-	(-)	16.8	(18.5)	△ 1.7	79.9	(117.7)	△ 37.8
小布施町	-	(-)	-	(-)	13.4	(16.3)	△ 2.9	17.6	(39.5)	△ 21.9
高山村	-	(-)	-	(-)	12.6	(14.4)	△ 1.8	-	(8.2)	皆減
山ノ内町	-	(-)	-	(-)	19.7	(21.7)	△ 2.0	108.8	(130.3)	△ 21.5
木島平村	-	(-)	-	(-)	15.9	(18.1)	△ 2.2	47.8	(89.2)	△ 41.4
野沢温泉村	-	(-)	-	(-)	9.6	(14.4)	△ 4.8	-	(21.4)	皆減
信濃町	-	(-)	-	(-)	16.3	(17.2)	△ 0.9	65.4	(61.3)	4.1
飯綱町	-	(-)	-	(-)	15.7	(17.4)	△ 1.7	98.9	(119.6)	△ 20.7
小川村	-	(-)	-	(-)	17.7	(20.9)	△ 3.2	4.7	(46.2)	△ 41.5
栄村	-	(-)	-	(-)	15.0	(18.0)	△ 3.0	15.0	(50.8)	△ 35.8
市平均	-	(-)	-	(-)	11.4	(12.2)	△ 0.8	53.9	(71.4)	△ 17.5
町村平均	-	(-)	-	(-)	12.6	(14.4)	△ 1.8	9.2	(30.1)	△ 20.9
県平均	-	(-)	-	(-)	11.8	(12.8)	△ 1.0	40.9	(59.5)	△ 18.6

※ —は、数値なし（実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額が負の団体）

※ 平均値は加重平均

(別紙 2)

## 平成22年度決算に基づく資金不足比率 (確報値)

(単位：%)

市町村・一部事務組合	特別会計	資金不足比率	
		H22	(H21)
長野市	水道事業会計	—	(—)
長野市	下水道事業会計	—	(—)
長野市	病院事業会計	—	(—)
長野市	戸隠観光施設事業会計	—	(—)
長野市	産業団地事業会計	—	(—)
長野市	飯綱高原スキ一湯事業特別会計	—	(—)
長野市	鬼無里大岡観光施設事業特別会計	—	(—)
松本市	水道事業会計	—	(—)
松本市	下水道事業会計	—	(—)
松本市	病院事業会計	—	(—)
松本市	上高地観光施設事業会計	—	(—)
松本市	簡易水道事業特別会計	—	(—)
松本市	公設地方卸売市場特別会計	—	(—)
松本市	地域排水施設事業特別会計	—	(—)
松本市	農業集落排水事業特別会計	—	(—)
松本市	松本城特別会計	—	(—)
松本市	奈川観光施設事業特別会計	—	(—)
松本市	いがやスキ一湯事業特別会計	—	(—)
松本市	新松本臨空産業団地建設事業特別会計	—	(—)
松本市	新松本工業団地建設事業特別会計	—	(—)
上田市	上田市産院事業会計	—	(—)
上田市	上田市真田有線放送電話事業会計	—	(—)
上田市	上田市水道事業会計	—	(—)
上田市	上田市公共下水道事業会計	—	(—)
上田市	上田市農業集落排水事業会計	—	(—)
上田市	上田市市街地再開発事業特別会計	—	(—)
岡谷市	病院事業会計	—	(—)
岡谷市	下水道事業会計	—	(—)
岡谷市	水道事業会計	—	(—)
岡谷市	温泉事業特別会計	—	(—)
飯田市	水道事業会計	—	(—)
飯田市	病院事業会計	—	(—)
飯田市	簡易水道事業特別会計	—	(—)
飯田市	地方卸売市場事業特別会計	—	(—)
飯田市	下水道事業特別会計	—	(—)
飯田市	上村しらびそ高原観光事業特別会計	—	(—)
諏訪市	水道温泉事業会計	—	(—)
諏訪市	公設地方卸売市場事業特別会計	—	(—)
諏訪市	下水道事業会計	—	(—)
諏訪市	霧ヶ峰リフト事業特別会計	—	(—)
須坂市	水道事業会計	—	(—)
須坂市	下水道事業会計	—	(—)
須坂市	宅地造成事業会計	—	(—)
須坂市	峰の原水道事業特別会計	—	(—)

(単位：%)

市町村・一部事務組合	特別会計	資金不足比率	
		H22	(H21)
小 諸 市	小諸市水道事業会計	—	(—)
小 諸 市	小諸市公共下水道事業特別会計	—	(—)
小 諸 市	小諸市農業集落排水事業特別会計	—	(—)
小 諸 市	小諸公園事業特別会計	—	(—)
伊 那 市	水道事業会計	—	(—)
伊 那 市	下水道事業会計	—	(—)
伊 那 市	自動車運送事業会計	—	(—)
伊 那 市	簡易水道事業特別会計	—	(—)
駒ヶ根市	水道事業会計	—	(—)
駒ヶ根市	公共下水道事業会計	—	(—)
駒ヶ根市	中沢東部簡易水道特別会計	—	(—)
駒ヶ根市	農業集落排水事業特別会計	—	(—)
駒ヶ根市	公設地方卸売市場特別会計	—	(—)
駒ヶ根市	駒ヶ根高原別荘地特別会計	—	(—)
駒ヶ根市	特定公共下水道特別会計	—	(—)
中 野 市	中野市水道事業会計	—	(—)
中 野 市	中野市下水道事業特別会計	—	(—)
中 野 市	中野市農業集落排水事業特別会計	—	(—)
大 町 市	水道事業会計	—	(—)
大 町 市	温泉引湯事業会計	—	(—)
大 町 市	病院事業会計	—	(—)
大 町 市	公共下水道特別会計	—	(—)
大 町 市	農業集落排水事業特別会計	—	(—)
大 町 市	公営簡易水道事業特別会計	—	(—)
飯 山 市	飯山市水道事業会計	—	(—)
飯 山 市	飯山市簡易水道等特別会計	—	(—)
飯 山 市	飯山市公共下水道事業特別会計	—	(—)
飯 山 市	飯山市特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	(—)
飯 山 市	飯山市農業集落排水事業特別会計	—	(—)
茅 野 市	茅野市水道事業会計	—	(—)
茅 野 市	茅野市下水道事業会計	—	(—)
茅 野 市	茅野市国民健康保険診療所特別会計	—	(—)
塩 尻 市	塩尻市水道事業会計	—	(—)
塩 尻 市	塩尻市下水道事業会計	—	(—)
塩 尻 市	塩尻市農業集落排水事業会計	—	(—)
塩 尻 市	塩尻市駐車場事業会計	—	(—)
塩 尻 市	塩尻市簡易水道事業特別会計	—	(—)
佐 久 市	佐久市国保浅間総合病院事業特別会計	—	(—)
佐 久 市	佐久市公共下水道事業特別会計	—	(—)
佐 久 市	佐久市特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	(—)
佐 久 市	佐久市農業集落排水事業特別会計	—	(—)
千 曲 市	八幡水道事業会計	—	(—)
千 曲 市	下水道事業会計	—	(—)
千 曲 市	稻荷山水道特別会計	—	(—)
千 曲 市	戸倉温泉施設事業特別会計	—	(—)

(単位：%)

市町村・一部事務組合	特別会計	資金不足比率	
		H22	(H21)
東 御 市	東御市水道事業会計	—	(—)
東 御 市	東御市下水道事業会計	—	(—)
東 御 市	東御市病院事業会計	—	(—)
安 曇 野 市	水道事業会計	—	(—)
安 曇 野 市	宿舎事業会計	—	(—)
安 曇 野 市	下水道事業特別会計	—	(—)
安 曇 野 市	農業集落排水事業特別会計	—	(—)
安 曇 野 市	市営保養施設特別会計	—	(—)
安 曇 野 市	産業団地造成事業特別会計	—	(—)
小 海 町	小海町水道事業特別会計	—	(—)
小 海 町	小海町農業集落排水事業特別会計	—	(—)
川 上 村	川上村営水道事業特別会計	—	(—)
川 上 村	川上村下水道事業特別会計	—	(—)
南 牧 村	村営水道事業特別会計	—	(—)
南 牧 村	下水道事業特別会計	—	(—)
南 牧 村	宅地造成事業特別会計	—	(—)
南 相 木 村	簡易水道事業会計	—	(—)
南 相 木 村	宅地造成事業会計	—	(—)
北 相 木 村	簡易水道事業特別会計	—	(—)
佐 久 穂 町	佐久穂町病院事業会計	—	(—)
佐 久 穂 町	佐久穂町簡易水道事業特別会計	—	(—)
佐 久 穂 町	佐久穂町農業集落排水事業特別会計	—	(—)
佐 久 穂 町	佐久穂町索道事業特別会計	—	(—)
佐 久 穂 町	佐久穂町住宅地造成事業特別会計	—	(—)
軽 井 沢 町	軽井沢町水道事業会計	—	(—)
軽 井 沢 町	軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業会計	—	(—)
軽 井 沢 町	軽井沢町公共下水道事業特別会計	—	(—)
軽 井 沢 町	軽井沢町農業集落排水事業特別会計	—	(—)
御 代 田 町	御代田町公共下水道事業特別会計	—	(—)
御 代 田 町	御代田町農業集落排水事業特別会計	—	(—)
御 代 田 町	御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計	—	(—)
御 代 田 町	小沼地区簡易水道事業特別会計	—	(—)
御 代 田 町	御代田町簡易水道事業特別会計	—	(—)
立 科 町	立科町水道事業会計	—	(—)
立 科 町	立科町索道事業特別会計	—	(—)
立 科 町	立科町下水道事業特別会計	—	(—)
青 木 村	青木村簡易水道特別会計	—	(—)
青 木 村	青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	(—)
長 和 町	水道特別会計	—	(—)
長 和 町	特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	(—)
長 和 町	簡易排水施設特別会計	—	(—)
長 和 町	観光施設事業特別会計	—	(—)
下 諏 訪 町	水道事業会計	—	(—)
下 諏 訪 町	下水道事業特別会計	—	(—)
下 諏 訪 町	温泉事業特別会計	—	(—)

(単位：%)

市町村・一部事務組合	特別会計	資金不足比率	
		H22	(H21)
富士見町	富士見町水道事業会計	—	(—)
富士見町	富士見町下水道事業会計	—	(—)
富士見町	富士見町観光施設貸付事業特別会計	—	(—)
原村	原村水道事業会計	—	(—)
原村	原村下水道事業会計	—	(—)
辰野町	辰野町上水道特別会計	—	(—)
辰野町	町立辰野総合病院特別会計	—	(—)
辰野町	辰野町簡易水道特別会計	—	(—)
辰野町	辰野町小野簡易水道特別会計	—	(—)
辰野町	辰野町公共下水道特別会計	—	(—)
辰野町	辰野町特定環境保全公共下水道特別会計	—	(—)
辰野町	辰野町農業集落排水処理施設特別会計	—	(—)
箕輪町	水道事業会計	—	(—)
箕輪町	農業集落排水処理施設特別会計	—	(—)
箕輪町	公共下水道特別会計	—	(—)
飯島町	水道事業会計	—	(—)
飯島町	公共下水道事業特別会計	—	(—)
飯島町	農業集落排水事業特別会計	—	(—)
南箕輪村	下水道事業会計	—	(—)
南箕輪村	水道事業会計	—	(—)
中川村	水道事業会計	—	(—)
中川村	公共下水道事業特別会計	—	(—)
中川村	農業集落排水事業特別会計	—	(—)
宮田村	水道事業会計	—	(—)
宮田村	下水道事業会計	—	(—)
松川町	水道事業会計	—	(—)
松川町	公共下水道事業特別会計	—	(—)
松川町	農業集落排水事業特別会計	—	(—)
松川町	保養宿泊施設事業特別会計	—	(—)
高森町	水道事業会計	—	(—)
高森町	農業集落排水事業特別会計	—	(—)
高森町	公共下水道事業特別会計	—	(—)
阿南町	阿南町水道特別会計	—	(—)
阿南町	阿南町下水道特別会計	—	(—)
阿智村	水道事業特別会計	—	(—)
阿智村	下水道事業特別会計	—	(—)
阿智村	農業集落排水事業特別会計	—	(—)
平谷村	簡易水道特別会計	—	(—)
平谷村	農業集落排水事業特別会計	—	(—)
根羽村	簡易水道特別会計	—	(—)
根羽村	下水道特別会計	—	(—)
下條村	下條村営水道特別会計	—	(—)
売木村	簡易水道特別会計	—	(—)
売木村	下水道事業特別会計	—	(—)
天龍村	村営水道特別会計	—	(—)

(単位：%)

市町村・一部事務組合	特別会計	資金不足比率	
		H22	(H21)
天龍村	村営下水道事業特別会計	—	(—)
泰阜村	簡易水道特別会計	—	(—)
喬木村	村営水道特別会計	—	(—)
喬木村	下水道特別会計	—	(—)
喬木村	農業集落排水特別会計	—	(—)
豊丘村	簡易水道特別会計	—	(—)
豊丘村	下水道事業特別会計	—	(—)
大鹿村	村営水道特別会計	—	(—)
上松町	上松町水道事業会計	—	(—)
上松町	上松町公共下水道特別会計	—	(—)
南木曾町	簡易水道事業特別会計	—	(—)
南木曾町	南木曾町下水道事業特別会計	—	(—)
南木曾町	南木曾町農業集落排水事業特別会計	—	(—)
南木曾町	南木曾町浄化槽市町村整備推進事業特別会計	—	(—)
木祖村	木祖村営水道特別会計	—	(—)
木祖村	木祖村公共下水道事業特別会計	—	(—)
木祖村	木祖村農業集落排水事業特別会計	—	(—)
王滝村	公営企業観光施設事業会計	—	(—)
王滝村	特別会計村営水道事業費	—	(—)
王滝村	特別会計おんたけ高原簡易水道事業費	—	(—)
王滝村	特別会計農業集落排水事業費	—	(—)
王滝村	特別会計簡易排水事業費	—	(—)
王滝村	特別会計宅地造成分譲事業費	—	(—)
大桑村	村営水道事業特別会計	—	(—)
大桑村	農業集落排水事業特別会計	—	(—)
大桑村	公共下水道事業特別会計	—	(—)
木曾町	水道事業会計	—	(—)
木曾町	簡易水道等特別会計	—	(—)
木曾町	公共下水道特別会計	—	(—)
木曾町	集落排水等特別会計	—	(—)
麻績村	麻績村水道事業特別会計	—	(—)
麻績村	麻績村下水道事業特別会計	—	(—)
麻績村	麻績村観光事業特別会計	—	(—)
麻績村	麻績村住宅団地分譲事業特別会計	—	(—)
麻績村	麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計	—	(—)
生坂村	簡易水道特別会計	—	(—)
生坂村	農業集落排水特別会計	—	(—)
生坂村	福祉センター特別会計	—	(—)
山形村	山形村水道事業会計	—	(—)
山形村	山形村清水高原簡易水道特別会計	—	(—)
山形村	山形村公共下水道事業特別会計	—	(—)
朝日村	朝日村簡易水道特別会計	—	(—)
朝日村	朝日村下水道特別会計	—	(—)
朝日村	あさひプライムスキー場事業特別会計	—	(—)
筑北村	筑北村簡易水道事業特別会計	—	(—)

(単位：%)

市町村・一部事務組合	特別会計	資金不足比率	
		H22	(H21)
筑北村	筑北村集落排水事業特別会計	—	(—)
筑北村	筑北村合併浄化槽事業特別会計	—	(—)
筑北村	筑北村宅地造成事業特別会計	—	(—)
筑北村	筑北村とくら温泉施設特別会計	—	(—)
筑北村	筑北村差切峡温泉施設特別会計	—	(—)
筑北村	筑北村冠着温泉施設特別会計	—	(—)
池田町	水道事業会計	—	(—)
池田町	簡易水道事業特別会計	—	(—)
池田町	下水道事業特別会計	—	(—)
松川村	水道事業会計	—	(—)
松川村	特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	(—)
白馬村	水道事業会計	—	(—)
白馬村	下水道事業特別会計	—	(—)
白馬村	農業集落排水事業特別会計	—	(—)
小谷村	簡易水道事業特別会計	—	(—)
小谷村	公共下水道事業特別会計	—	(—)
小谷村	農業集落排水事業特別会計	—	(—)
坂城町	坂城町下水道事業特別会計	—	(—)
小布施町	水道事業会計	—	(—)
小布施町	公共下水道事業特別会計	—	(—)
小布施町	農業集落排水事業特別会計	—	(—)
高山村	上水道事業会計	—	(—)
高山村	水道事業特別会計	—	(—)
高山村	農業集落排水事業特別会計	—	(—)
高山村	下水道事業特別会計	—	(—)
高山村	温泉開発事業特別会計	—	(—)
山ノ内町	山ノ内町水道事業会計	—	(—)
山ノ内町	山ノ内町公共下水道事業特別会計	—	(—)
山ノ内町	山ノ内町農業集落排水事業特別会計	—	(—)
木島平村	木島平村水道事業会計	—	(—)
木島平村	木島平村高社簡易水道特別会計	—	(—)
木島平村	木島平村下水道特別会計	—	(—)
木島平村	木島平村農業集落排水事業特別会計	—	(—)
木島平村	木島平村観光施設特別会計	—	(—)
野沢温泉村	観光施設事業会計	—	(—)
野沢温泉村	水道事業会計	—	(—)
野沢温泉村	下水道事業特別会計	—	(—)
野沢温泉村	上ノ平高原簡易水道特別会計	—	(—)
信濃町	信濃町水道事業会計	—	(—)
信濃町	信濃町立病院事業会計	—	(—)
信濃町	信濃町水道事業特別会計	—	(—)
信濃町	信濃町下水道事業特別会計	—	(—)
信濃町	信濃町農業集落排水事業特別会計	—	(—)
信濃町	信濃町特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	(—)
信濃町	信濃町個別排水処理施設整備事業特別会計	—	(—)

(単位：%)

市町村・一部事務組合	特別会計	資金不足比率	
		H22	(H21)
小川村	簡易水道事業特別会計	—	(—)
小川村	下水道事業特別会計	—	(—)
飯綱町	水道事業会計	—	(—)
飯綱町	病院事業会計	—	(—)
飯綱町	農業集落排水事業特別会計	—	(—)
飯綱町	飯綱公共下水道事業特別会計	—	(—)
栄村	簡易水道特別会計	—	(—)
栄村	農業集落排水特別会計	—	(—)
栄村	生活排水処理特別会計	—	(—)
栄村	スキ一場特別会計	—	(—)
川西保健衛生施設組合	茂田井特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	(—)
小諸市外二市御牧ヶ原水道組合	小諸市外二市御牧ヶ原水道組合会計	—	(—)
佐久水道企業団	佐久水道企業団水道事業会計	—	(—)
浅麓水道企業団	浅麓水道企業団水道事業会計	—	(—)
両小野国保病院組合	両小野国保診療所事業会計	—	(—)
伊那中央行政組合	伊那中央病院事業会計	—	(—)
伊南行政組合	伊南行政組合病院事業会計	—	(2.1)
湖北行政事務組合	水道用水供給事業会計	—	(—)
諏訪中央病院組合	諏訪中央病院組合病院事業会計	—	(—)
佐久広域連合	佐久広域食肉流通センター特別会計	—	(—)
南佐久環境衛生組合	南佐久環境衛生組合公共下水道事業特別会計	—	(—)
木曾広域連合	一般会計(下水道)	—	(—)
依田窪医療福祉事務組合	依田窪病院事業会計	—	(—)
松本西部広域施設組合	電気事業特別会計	—	(—)
高瀬広域水道企業団	用水供給事業会計	—	(—)
白樺湖下水道組合	白樺湖下水道組合一般会計	—	(—)

# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

**健全段階**

○指標の整備と情報開示の徹底

①実質赤字比率	一般会計等(普通会計)の収支
②連結実質赤字比率	地方公共団体全体(すべての会計)の収支
③実質公債費比率	地方公共団体全体と一部事務組合・広域連合を含めた公債費負担の割合
④将来負担比率	地方公共団体全体と一部事務組合・広域連合・公社・三セク等を含めた将来的な実質的負債の割合

→監査委員の審査に付し議会に報告し公表

**財政の早期健全化**

○自主的な改善努力による財政健全化

**①～④のいずれかが早期健全化基準以上**

- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

**財政の再生**

○国等の関与による確実な再生

**①～③のいずれかが財政再生基準以上**

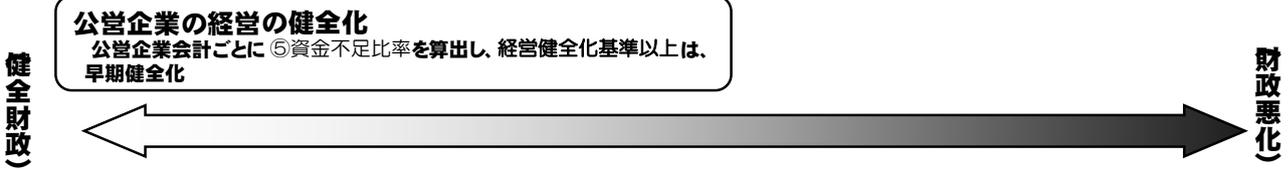
- ・財政再生計画の策定(議会の議決)外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる

**【同意無】**

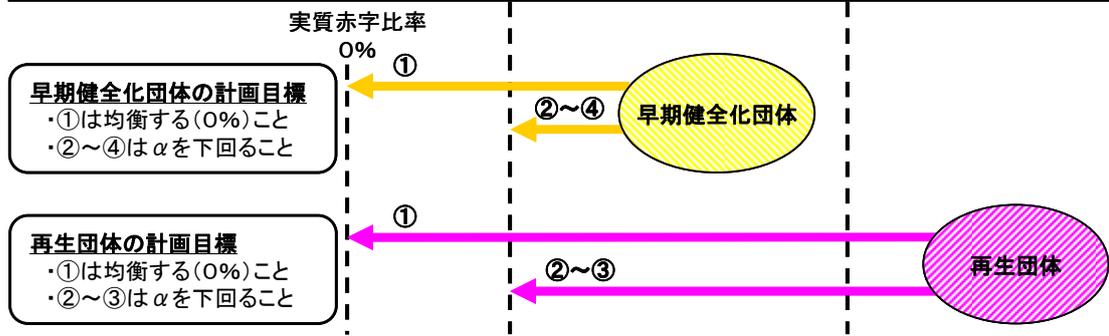
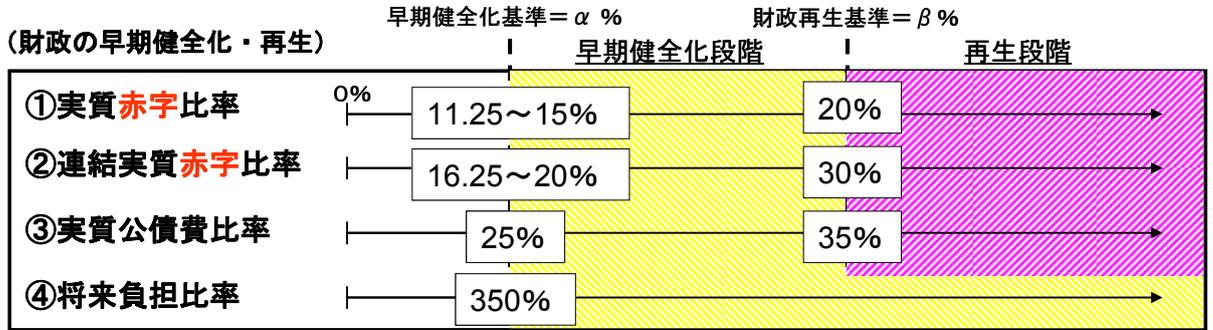
- ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限

**【同意有】**

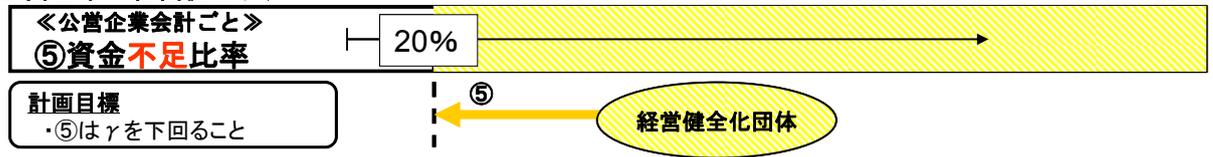
- ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告



## 財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ【市町村】



## (公営企業の経営健全化) 経営健全化基準 = $\gamma$ %



## 健全化判断比率等の概要

### 1 実質赤字比率

標準財政規模に対する一般会計等における実質赤字の割合

◆ 算 式

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額（ 繰上充用額+支払繰延額+事業繰越額 ）}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

一般会計等：一般会計及び公営事業（公営企業を含む）を除く特別会計  
 繰上充用額：歳入不足のため翌年度歳入を繰上げて充用した額  
 支払繰延額：実質上歳入不足のため支払いを翌年度に繰り延べた額  
 事業繰越額：実質上歳入不足のため事業を繰り越した額  
 標準財政規模：当該団体における標準的な一般財源の規模  
 （標準税収入額等+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額）

○ 以下の基準以上となると、財政健全化団体又は財政再生団体となる

指 標	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	11.25%～15%	20%

※ 早期健全化基準は、財政規模により異なる。

### 2 連結実質赤字比率

標準財政規模に対する地方公共団体のすべての会計における実質赤字の割合

◆ 算 式

$$\frac{\text{連結実質赤字額（イ+ロ-ハ-ニ）}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

イ：実質赤字を生じた一般会計及び公営企業会計以外の特別会計の実質赤字額の計  
 ロ：資金不足額を生じた公営企業会計における資金不足額の計  
 ハ：実質黒字を生じた一般会計及び公営企業会計以外の特別会計の実質黒字額の計  
 ニ：資金余剰額を生じた公営企業会計における資金の余剰額の計

○ 以下の基準以上となると、財政健全化団体又は財政再生団体となる

指 標	早期健全化基準	財政再生基準
連 結 実 質 赤 字 比 率	16.25%～20%	30%

※ 早期健全化基準は、財政規模により異なる。

### 3 実質公債費比率

標準財政規模に対する一般会計等が負担する元利償還金・準元利償還金の割合の3ヵ年平均

◆ 算 式

$$\frac{\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} - (\text{イ} + \text{ロ})}{\text{標準財政規模} - \text{口}} \times 100 \quad (\text{3カ年平均})$$

イ：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源  
 ロ：元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（地方債に係る元利償還金及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（算入公債費の額））

※実質公債費比率の算定において除かれる元利償還金

- ① 繰上償還を行ったもの
- ② 借換債を財源として償還を行ったもの
- ③ 満期一括償還地方債の元金償還金
- ④ 利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの

※「準元利償還金」

- ① 満期一括償還地方債に係る年度割相当額
- ② 公営企業債の償還金の財源に充てられた一般会計等から一般会計等以外への繰出金
- ③ 一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの  
（PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など）
- ⑤ 一時借入金の利子

○ 以下の基準以上となると、財政健全化団体又は財政再生団体となる

	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	25%	35%

4 将来負担比率

標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額の割合

◆ 算 式

$$\frac{\text{① 将来負担額} - \left( \begin{array}{l} \text{② 充当可能基金額} \\ + \text{③ 特定財源見込額} \\ + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費の額}} \times 100$$

（実質公債費比率の分母と同じ）

① 将来負担額

- イ 一般会計等の当該年度末地方債残高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ハ 公営企業会計等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入相当額
- ニ 地方公共団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額
- へ 地方公共団体が設立した一定の法人（公社、三セク）の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち当該法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

② 充当可能基金額

災害救助基金、介護保険安定化基金、財産区に係る基金以外の基金に属する財産のうち、現金、預金、国債、地方債等、換金性や流動性の高いものの額

③ 特定財源見込額

将来負担額のイ～ニに充当先がある特定の歳入の見込額

○ 以下の基準以上となると、財政健全化団体となる（財政再生の基準はない）

	早期健全化基準
将来負担比率	350%

## 5 資金不足比率

各公営企業における事業規模に対する資金の不足額の割合

### ◆ 算 式

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

○資金の不足額

① 法適用企業（地方公営企業法を適用する公営企業）

（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

② 法非適用企業（地方公営企業法を適用しない公営企業）

（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

○事業の規模

① 法適用企業

営業収益の額－受託工事収益の額

② 法非適用企業

営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

○ 以下の基準以上となると、経営健全化団体となる

	経営健全化基準
資金不足比率	20%